

(平成25年2月22日提出)

平成25年2月議会定例会議案
(新年度分その2)

新 潟 市

平成 25 年 2 月議会定例会議案（新年度分その 2）

目 次

| | | |
|----------|-------------------------------------|---|
| 議案第 47 号 | 新潟市職員退職手当支給条例等の一部改正について・・・・・・・・・・ | 1 |
| 議案第 48 号 | 新潟市特別職の職員の退職手当支給条例の一部改正について・・・・・・・・ | 8 |

新潟市職員退職手当支給条例等の一部改正について

新潟市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 25 年 2 月 22 日提出

新潟市長 篠田 昭

新潟市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例

(新潟市職員退職手当支給条例の一部改正)

第 1 条 新潟市職員退職手当支給条例（昭和 28 年新潟市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「地方公営企業等の労働関係に関する法律」を「同法第 57 条に規定する単純な労務に雇用される職員，地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改める。

第 3 条第 1 項中「日額の」を「退職の日におけるその者の俸給の日額の」に，「俸給月額」を「退職日俸給月額」に改め，同条第 2 項中「第 4 条の 2 第 1 項」を「第 4 条の 2 第 1 項第 4 号」に，「を含む」を「及び地方公務員法第 28 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第 4 条の 10 第 4 項において「自己都合等退職者」という」に，「その者が」を「自己都合等退職者が」に改める。

第 4 条第 1 項を次のように改める。

1 1 年以上 25 年未満の期間勤続した者であつて，次に掲げるものに対する退職手当の基本額は，退職日俸給月額に，その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 地方公務員法第 28 条の 2 第 1 項の規定により退職した者（同法第 28 条の 3 第 1 項の期限又は同条第 2 項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

(2) その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により

退職した者で規則で定めるもの

- (3) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的として行う募集に応募して退職した者

第4条に次の1項を加える。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
(2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
(3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

第4条の2の見出し中「整理退職等」を「25年以上勤続後の定年退職等」に改め、同条第1項を次のように改める。

次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日俸給月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 25年以上勤続し、地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者（同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者
(2) 地方公務員法第28条第1項第4号の規定による免職の処分を受けて退職した者
(3) 組織の改廃又は公署の移転を円滑に実施することを目的とし、当該組織又は公署に属する職員を対象として行う募集に応募して退職した者
(4) 公務上の傷病又は死亡により退職した者
(5) 25年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で規則で定めるもの
(6) 25年以上勤続し、職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的として行う募集に応募して退職した者

第4条の2に次の1項を加える。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
- (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
- (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
- (4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

第4条の4の表以外の部分中「第4条の2第1項」を「第4条第1項第3号及び第4条の2第1項（第1号を除く。）」に改め、「（25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者及び勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たものを除く。）」を削り、「が25年」を「が20年」に、「退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた」を「規則で定める」に、「同項」を「第4条第1項、第4条の2第1項」に改め、同条の表第4条の2第1項の項中「第4条の2第1項」を「第4条第1項及び第4条の2第1項」に、「100分の2」を「当該年数に応じて100分の3を超えない範囲内で規則で定める割合」に改め、同表第4条の3第1項第1号の項及び第4条の3第1項第2号の項中「100分の2」を「当該年数に応じて100分の3を超えない範囲内で規則で定める割合」に改める。

第4条の9の表第4条の7の項、第4条の8第1号の項及び第4条の8第2号の項中「100分の2」を「当該年数に応じて100分の3を超えない範囲内で規則で定める割合」に改める。

第4条の10第4項第1号中「自己都合退職者（第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）」を「自己都合等退職者」に改め、同項第2号から第5号までの規定中「自己都合退職者」を「自己都合等退職者」に改める。

附則第21項中「20年以上」及び「及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第10条第1項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。）」を削り、

「100分の104」を「100分の87」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第4条の11第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第21項」とする。

附則第22項中「36年」の次に「以上42年以下」を加え、「者（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。）」を「もの」に、「その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は第4条の3の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

（新潟市給与条例の一部改正）

第2条 新潟市給与条例（昭和32年新潟市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第32条第1項中「及び武力攻撃災害等派遣手当」を「，武力攻撃災害等派遣手当及び退職手当」に改める。

第33条を第34条とし、第32条の次に次の1条を加える。

（技能労務職員の退職手当の支給制限等）

第33条 技能労務職員の退職手当の支給制限等については、新潟市職員退職手当支給条例（昭和28年新潟市条例第54号）第4章の規定の例による。

（新潟市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 新潟市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和38年新潟市条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第7項を次のように改める。

7 削除

附則別表第1を削る。

（新潟市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 新潟市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和48年新潟市条例第44号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項中「新条例第 3 条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分、新条例第 4 条若しくは第 4 条の 2 又は条例第 15 号附則第 8 項」を「新潟市職員退職手当支給条例（以下「退職手当条例」という。）第 3 条から第 4 条の 2 まで」に改め、「20 年以上」、「（同項の規定に該当する退職をした者にあつては、25 年未満）」及び「、新条例第 3 条から第 4 条の 4 まで及び条例第 15 号附則第 4 項の規定にかかわらず」を削り、「間、新条例」を「間、退職手当条例」に、「100 分の 104」を「100 分の 87」に改め、同項後段を削る。

附則第 6 項中「に新条例」を「に退職手当条例」に改め、「（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。）」を削り、「36 年」の次に「以上 42 年以下」を加え、「、新条例第 3 条第 1 項及び第 4 条の 3 並びに条例第 15 号附則第 4 項の規定にかかわらず」を削り、「その者の勤続期間を 35 年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は退職手当条例第 4 条の 3 の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改め、同項後段を削る。

附則第 7 項中「に新条例」を「に退職手当条例」に改め、「、新条例第 4 条の 2 から第 4 条の 4 まで及び条例第 15 号附則第 4 項の規定にかかわらず」を削り、同項後段を削る。

（新潟市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第 5 条 新潟市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例（平成 15 年新潟市条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

附則第 12 項中「44 年」を「42 年」に改める。

（新潟市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 6 条 新潟市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成 18 年新潟市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 条第 1 項中「新潟市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成 15 年新潟市条例第 48 号）」を「新潟市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例（平

成15年新潟市条例第48号」に、「退職手当の額が、新条例」を「額（当該勤続期間が43年又は44年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第4条の2の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第21項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の87（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあっては、104分の87）を乗じて得た額が、新潟市職員退職手当支給条例」に改め、「附則第8条の規定による改正後の」及び「附則第9条の規定による改正後の」を削り、同条第2項中「第5条の4第1項」を「第6条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第1条中新潟市職員退職手当支給条例第3条、第4条、第4条の2（見出しを含む。）、第4条の4、第4条の9及び第4条の10第4項の改正規定並びに附則第5項の規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の新潟市職員退職手当支給条例（以下この項及び附則第5項において「新条例」という。）附則第21項（新条例附則第23項及び第5条の規定による改正後の新潟市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例附則第12項においてその例による場合を含む。）及び第22項の規定の適用については、新条例附則第21項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」とする。

- 3 第4条の規定による改正後の新潟市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例附則第5項（同条例附則第7項においてその例による場合を含む。）及び第6項の規定の適用については、同条例附則第5項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」とする。
- 4 第6条の規定による改正後の新潟市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例附則第2条第1項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」と、「104分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「104分の98」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「104分の92」とする。
- 5 この条例の施行の際現に職員として在職していた者が第1条の規定による改正前の新潟市職員退職手当支給条例第4条第1項に規定する25年未満の期間勤続し、勤務公署の移転によって退職した者であって任命権者が市長と協議して定めるものに該当する場合（その者が新条例第4条の2第1項第3号に掲げる者に該当する場合を除き、その者の勤続期間が11年未満である場合に限る。）には、新条例第4条第1項に規定する1年以上25年未満の期間勤続した者であって、同項第2号に掲げるものとみなして、同項の規定を適用する。

議案第 48 号

新潟市特別職の職員の退職手当支給条例の一部改正について

新潟市特別職の職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 25 年 2 月 22 日提出

新潟市長 篠田 昭

新潟市特別職の職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例

新潟市特別職の職員の退職手当支給条例（昭和 47 年新潟市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 1 号中「100 分の 64」を「100 分の 53」に改め、同項第 2 号中「100 分の 42」を「100 分の 35」に改め、同項第 3 号中「100 分の 26」を「100 分の 21」に改め、同項第 4 号中「100 分の 17」を「100 分の 14」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 4 条第 1 項の規定の適用については、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間においては同項第 1 号中「100 分の 53」とあるのは「100 分の 60」と、同項第 2 号中「100 分の 35」とあるのは「100 分の 39」と、同項第 3 号中「100 分の 21」とあるのは「100 分の 24」と、同項第 4 号中「100 分の 14」とあるのは「100 分の 16」とし、同年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間においては同項第 1 号中「100 分の 53」とあるのは「100 分の 56」と、同項第 2 号中「100 分の 35」とあるのは「100 分の 37」と、同項第 3 号中「100 分の 21」とあるのは「100 分の 23」と、同項第 4 号中「100 分の 14」

とあるのは「100分の15」とする。